

〈連載〉 国際人権先例紹介 (3)

自由権規約委員会

通報番号 1255, 1256, 1259, 1260,
1266, 1268, 1270 & 1288/2004

ビザを持たずに入国した通報者らが、在留資格を得るまで3年から4年以上に亘り収容されたことに対し、収容を正当化する具体的根拠はなく、また司法による収容の正当性の審査も行われていないとして、規約9条1項、同4項に違反するとした事例。

通 報 者	Saed Shams 他7名
当 事 国	オーストラリア
通 報 日	2004年2月～5月
見 解 採 択 日	2007年7月20日
条 約 発 効 日	1980年8月13日
選択的議定書発効日	1991年9月25日

事案の概要

1 通報者 Saed Shams 氏他7名はいずれも、有効なビザを持たずに、2000年10月から2001年4月までの間にイランから船でオーストラリアに到着した。彼らはいずれも在留許可を申請し、却下の決定に対して裁判で争ったが、最終的に在留資格を得るまで、3年から4年以上収容された。

2 8名は、釈放が認められない収容の強制的な性質それ自体や、収容中に受けた様々な不当な扱いは、以下のように規約に違反していると主張した。

- ①強制的に収容されること自体が、規約7条が禁止する「拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰」にあたる。
- ②独居での収容、面会の禁止、定期的な運動や娯楽の禁止、独居収容中のプライバシーの侵害、法的アドバイスへの不十分なアクセス、薬がもらえない等の個々の不当な扱いは規約

7条に違反する。

- ③オーストラリアの移民収容施設における処遇一般は規約10条1項に違反する。
- ④“隔離施設 (incommunicado detention)” の収容は規約10条1項に違反する。また、収容中直ちに弁護士と接触できなかったことや、通訳人を変更できなかったことも規約10条1項に違反する。
- ⑤収容の根拠となった1958年移民法189条(1)によれば、いかなる状況でも収容者は釈放されない。このような収容は恣意的であり、規約9条1項に違反する。
- ⑥収容の適法性について司法の見直しが行われない点は規約9条4項に違反する。

3 これに対して当事国政府は以下のように反論した。

(1) 許容性について

強制的な収容自体が7条に違反しているという主張には十分な具体性がない。

収容施設における一般的な処遇については、Shams 氏以外の通報者は、国内救済手段を尽くしていない。更に、個別の処遇が7条と10条1項に違反しているという通報者らの主張には具体性がない。

(2) 本案について

収容施設内には Management Support Units (MSU) という監視室があるが、MSU については専門家によって定期的に検証されている。また、MSU 内でも電話や面会、テレビ視聴は可能であり、運動や喫煙のために娯楽室や中庭に出ることもできる。収容施設では、健康管理の体制も整っており、収容者の法的アクセスも確保されている。当事国政府は8名の収容について調査したが、不適切な処遇に関する証拠はなかった。

従って、個々の規約7条に違反するとの証拠はない。

- ②“incommunicado”とは、近親者すらどこに隔離されているのかわけられない、外の世界からの完全な隔離“として理解されているが、本件8名がそういう場所に隔離された事実はない。一時的に分離された施設に收容されていた際も、海外との連絡やUNHCR等の機関と接触が可能だった。通訳の変更について申し出た記録はない。
- ③收容自体は決して恣意的ではない。委員会の先例でも、許可のない入国者を收容すること自体は恣意的とはいえ、收容が合理的で必要性があり、正当化できるかどうかを重要な判断要素としている。更に、一定期間を超える收容を恣意的と評価するという先例もない。重要な要素は收容の長さではなく、それが正当化できるか否かである。

許可なく入国した人々を收容することは、オーストラリアの移民政策上重要であり、連邦最高裁判所も、送還或いは入国許可を与えるという目的に必要なかつ合理的と見なされる限度において、收容を合憲と判断している。

個々の通報者の状況に照らしても收容は恣意的とは言えない。ビザを持たずに入国した以上、審査官は法律に基づき彼らを收容しなければならない。また收容者のうちの数名は逃亡を企て、地域社会に脅威を与えた。もっとも、通報者らの收容の後法律が改正され、大臣が個々の事案に応じて、コミュニティ内の施設に收容できる等の権限が与えられた。

通報者らが依拠している *A v. Australia* の事案については、オーストラリア政府はそもそも、当該事案での通報者の收容が恣意的であるとの委員会の見解を受け入れていない。当事国政府9条4項について、收容が合法な場合にも、裁判所に釈放の権限が与えられるべきものは解釈しない。本件では、通報者に司法審査の機会があるという点でも *A v. Australia* の事案とは異なっており、法律も当時から改正されている。

委員会の見解

1 許容性について

- ①收容が強制的であること自体が7条に違反するとの通報者らの主張には十分な具体性がない。
- ②個別の扱いが7条及び10条1項に違反しているという主張については、Shams氏の通報を除き、他の7名については国内救済手段を尽くしていない。またShams氏の主張については十分な具体性を有しない。もっとも、“incommunicado”とは、外の世界との接触が断たれた收容を意味しており、委員会は、これに「收容者がどこにいるかも分からない」という要素を付け加えている当事国政府の見解は受け入れない。
- ③9条1項違反の点については、当事国政府は許容性について争っていない。
- ④9条4項違反についても、当事国政府は許容性を争っていないが、委員会の見解は以下の通りである。

当事国の法律では、送還或いはビザ取得まで強制的に收容できると規定する一方で、司法に收容の正当性を審査する権限が与えられていない。更に当事国政府は、通報者らが利用可能な国内的補償の存在を明らかにしていないから、この点に関する通報は許容できる。以上により、9条1項並びに9条4項について検討する。

2 本案について

①9条1項違反について

收容が恣意的であるとの評価を避けるためには、正当化できる期間を超えてはならないというのが委員会の先例である。

本件の通報者らは、3年から、多くの場合は4年以上強制的に收容された。これに対し当事国政府は、逃亡を試みた者がいたことも述べているが、その点以外は收容を正当化する一般的な理由を挙げるのみである。従って委員会は、当事国政府が、個々の事案に応じて、收容の長期化を正当化できる具体的根拠を示していないと判断する。

また委員会は、収容に関する移民法と規則が改正されたことを歓迎するが、改正された法律は通報者らには適用されていない。

これらの理由から、委員会は収容が3年から4年以上に及び、しかもその間に実質的な司法審査の機会がないという点に鑑み、本件収容は9条1項が意味する恣意的な収容にあたと判断する。

②9条4項違反の点について、

通報者らが利用できた司法審査は、彼らの滞在資格に関する形式的な評価に限定されており、収容決定を見直す裁量を有していない。9条4項が規定する収容の合法性に関する司法審査は、釈放の可能性を含むものでなければならない。確かに行政決定に対する司法審査の在り方は国

内法体系により様々かもしれないが、9条4項の目的を達成する上で重要なのは、司法審査が単なる形式的なものにとどまらず、実効性を有することである。

従って本件において、9条1項に反する収容に対して裁判所に審査の権限がないことは、9条4項違反となる。

以上により、委員会は、オーストラリアの行為は9条1項、同4項、2条3項に違反していると判断した。

規約2条3項により、通報者らは効果的な救済を受ける資格を有する。委員会の意見では、これは個々の通報者らが被った収容の長さを償うのに十分なものでなければならない。

(担当：小豆澤史絵)